

【水道メールマガジン】 第1号(2019年2月)

県庁生活衛生課です／基盤強化への第一歩 ～施設の共同利用による区域外給水～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です

いつもお世話になっております。

さて、生活衛生課においては、

水道の基盤の強化に役立てていただきたく、

水道にまつわる情報を提供するメールマガジンを発行することにいたしました。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題

第1号 「施設の共同利用による行政区域外給水」について

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

第1号である今回は

[『施設の共同利用による行政区域外給水』](#)について、お話しします。

市町境に数軒の家が存在していたり、孤立した小さな集落があるといった場合、

このまま当該市町水道から配水するより、

隣接市町から送水してもらう【行政区域外給水】の方が、

水運用上効率的かつ経済的だと思われるケースがあります。

通常、行政区域外給水を行うには、

①送水側が水道用水供給事業の認可を取得する、

或いは、

②送水側が給水区域拡張の変更認可を行うと同時に

受水側も事業の一部廃止許可を受ける

といった手続きが必要になります。

しかし、今回取り上げる【施設の共同利用】の手法を利用すると、
送水側の認可変更を行わずに行政区域外給水をすることができます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

<A市(送水側)からB市(受水側)へ水を送る場合>

B市がA市の水源・取水・導水・浄水施設等を共同利用したうえで、
配水を行う(末端給水義務はB市のまま)

具体的には、

- 1 B市への送水に係るA市水道施設(取水施設、浄水施設、送水施設等)を
A市とB市の共同利用とする。(協定等)
- 2 B市は変更認可(水源種別の変更、取水地点の変更、浄水方法の変更)を行う。
(A市は、水道法上の手続きは、特に必要なし。)

ただ、「施設の共同利用」の前提として、

A市水道にB市へ送水する能力(水量的余裕)があることが必要です。

ですので、近隣市町との日頃からの情報共有が重要となります。

また、送水量、送水側と受水側の責任範囲など総合的に判断されるため、

事前に厚生労働省や私ども(県)とよく相談していただくことも必要となります。

手続上、注意する点は水源の水利権になりますが、それ以外にも

水道料金の違い、住民感情などにも配慮が必要です。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

☆「施設の共同利用」については、青森県十和田市と秋田県小坂町との事例が、
大いに参考になります。

詳しくは、総務省の「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」

の水道事業(事例21)p64をご覧ください。

総務省 HP 「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html



発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

